

経営者のための やさしい企業年金教室

平成29年11月27日

24 時限目：企業型確定拠出年金（DC）の運営管理機関の見直し

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（DC改正法）は、平成28年6月3日に公布され、遅くとも30年5月には、施行されるものと考えられます。

この法律により、事業主は委託する運営管理機関を5年ごとに評価・検討し、さらに必要に応じて変更すること等が努力義務化されました。

■事業主の行為準則

事業主は忠実義務として、運営管理機関を選任する際は、下記に留意しなければなりません。

①加入者等の利益の観点から、業務・サービス内容、手数料の額等に関する適正な評価等を複数の機関から行ったうえで選任すること。

②緊密な資本関係、取引関係または人的関係がある機関の選任は、上記①の結果、合理的な理由がある場合に限られること。

■なぜ、いま運営管理機関の見直しが必要なのか

企業年金の主力であった適格退職年金が平成24年3月末をもって廃止となった後、確定拠出年金（DC）と確定給付企業年金（DB）がその受け皿となりました。

しかし、移行に際しては、検討時間が十分になかったこともあり、運営管理機関にはメイン・サブバンクや株主、主要取引先等を選任した企業が多かったようです。その傾向は、現在もあまり変わっていないと考えられ、見直しが求められているのです。

■運営管理機関のチェックポイント

①事業主が支払う事務費（運営管理費用、資産管理費用）は高すぎないか

従業員数により事務費は異なってくるので一概には言えませんが、例えば個人型確定拠出年金（iDeCo）の手数料（口座管理料）は、1人あたり年間5千円前後です。これが、比較する際の一つの目安となるでしょう。

②従業員が支払う手数料（信託報酬）は高すぎないか

投資信託を購入すると、信託報酬が毎年発生します。平成30年1月から始まる「つみたてNISA」では、インデックス型の商品で残高の0.5%（国内）～0.75%（海外）、アクティブ型の商品で同1%（国内）～1.5%（海外）と、上限が定められています。

自社のDCに、この上限を上回る商品が

経営者のための やさしい企業年金教室

多いようなら検討が必要です。

③投資信託の商品にかたよりはないか

前述のとおり、投資信託には市場の指標に沿った運用を行い信託報酬が比較的低いインデックス型（パッシブ型とも言う）と、より高い収益を目指し信託報酬も高めのアクティブ型の商品があります。

留意しなければならないのは、信託報酬が高いからと言って必ずしも収益性が高いとは限らない、という点です（どちらも高い商品も、もちろんありますが）。

また、投資対象は、主に国内債券、国内株式、海外債券、海外株式に分けられますが、投資リスクを回避するためにはこれら複数

の分野に投資することが推奨されます。そこで、これらを一つにまとめたバランス型という商品も用意されています。

こうしたことを踏まえ、自社の運営管理機関を見直してみてください。特定の投資分野にかたよった商品ばかりを提供する、あるいは信託報酬の高いアクティブ型ばかりを並べるといった場合には、要注意と考えた方が良いでしょう。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

問題のある投資信託商品の構成(例)

